

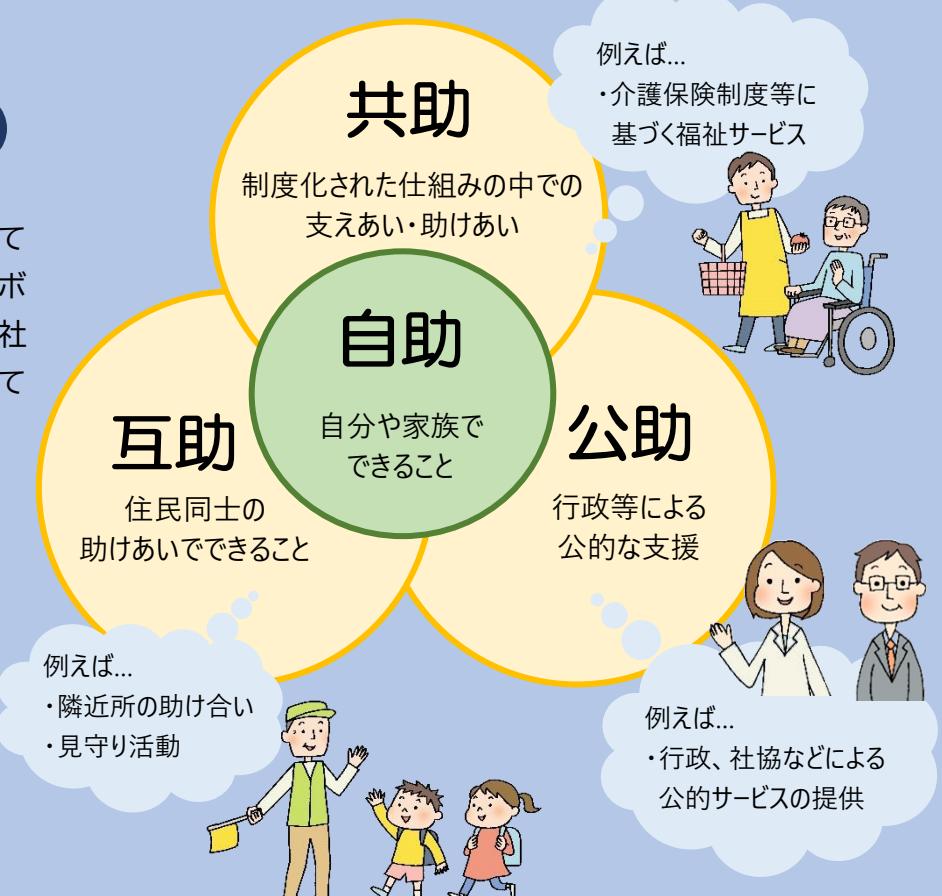
第4期 栗東市地域福祉計画



地域福祉とは？

地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民やボランティア、事業所、行政、社会福祉協議会などが協力して取り組むことです。

地域福祉を進める上で、自助・互助・共助・公助の視点を持って連携していくことが大切です。



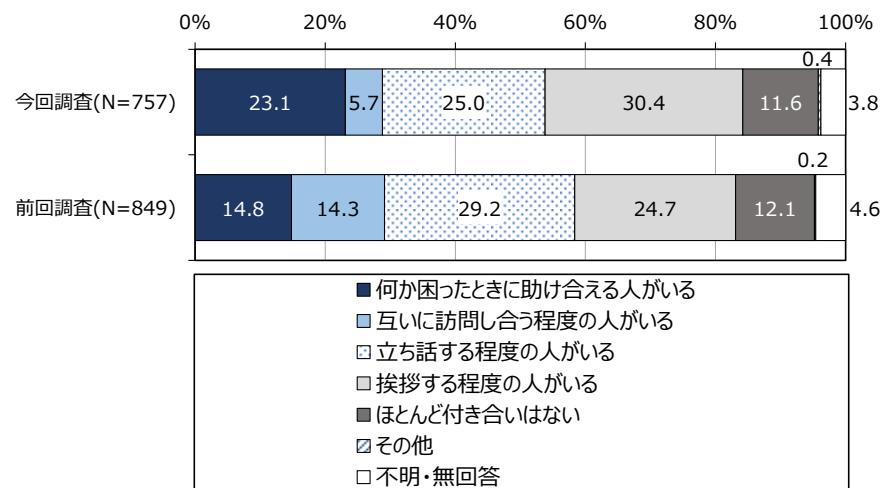
令和5年3月
栗 東 市

栗東市の状況

ご近所との関係

前回調査(平成28年度)と比較すると、「何か困ったときに助け合える人がいる」「挨拶する程度の人がいる」の割合が増加しています。

■あなたとご近所の関係（アンケート調査結果）



アンケート調査結果より

地域へ愛着を持っている人、福祉に
関心を持っている人が多いみたい

困った時に相談できるような
近所付き合いが増加しているよ

社会貢献活動をしたいけど、どうし
たらいいのかわからない人が増えて
いるね

近所とのつながりが強くない人ほ
ど、孤立感を感じている人が多
いみたいだよ

老老介護やダブルケア、子どもの
貧困など複合的な問題に対する
関心が高くなっているんだ

災害時の避難や防災活動への
参加が地域の課題となっているよ



栗東市の課題

課題1

地域の助けあい、
支えあい
について

課題2

多様化・
複雑化する課題
(複合多問題)、
制度の狭間への対応

課題3

安全で
安心して暮らせる
支援の充実

基本理念

つながり支えあい 誰もが安心して暮らせるまちづくり



計画の位置づけ・期間

この計画は、「第六次栗東市総合計画」に基づく、各福祉分野の上位計画です。栗東市社会福祉協議会が策定する「第3次栗東市地域福祉活動計画」と車の両輪のように相互に連携・補完していくます。また、「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を内包し、一体的に策定します。

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。

| 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|---------------|-----|----|----|--------------|----|----|
| 栗東市 地域福祉計画 | 第3期 | | | 第4期栗東市地域福祉計画 | | |

施策の展開

重点プログラム

1 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制の構築

地域、関係機関、団体、事業所など多様な主体が連携したネットワークにより、課題を抱える人への働きかけによる支援を行うとともに、市民が地域課題に気づき、支援につなげることのできる地域を目指します。

2 市民の地域福祉への参画促進と人材の育成

市民が地域課題を自分事として捉え、地域福祉の担い手となることが必要です。新たに参画する人やすくに地域活動に取り組んでいる人が地域福祉に関わるきっかけづくりを行い、徐々に地域との関わりを深め、地域のリーダーとなる人を育成します。

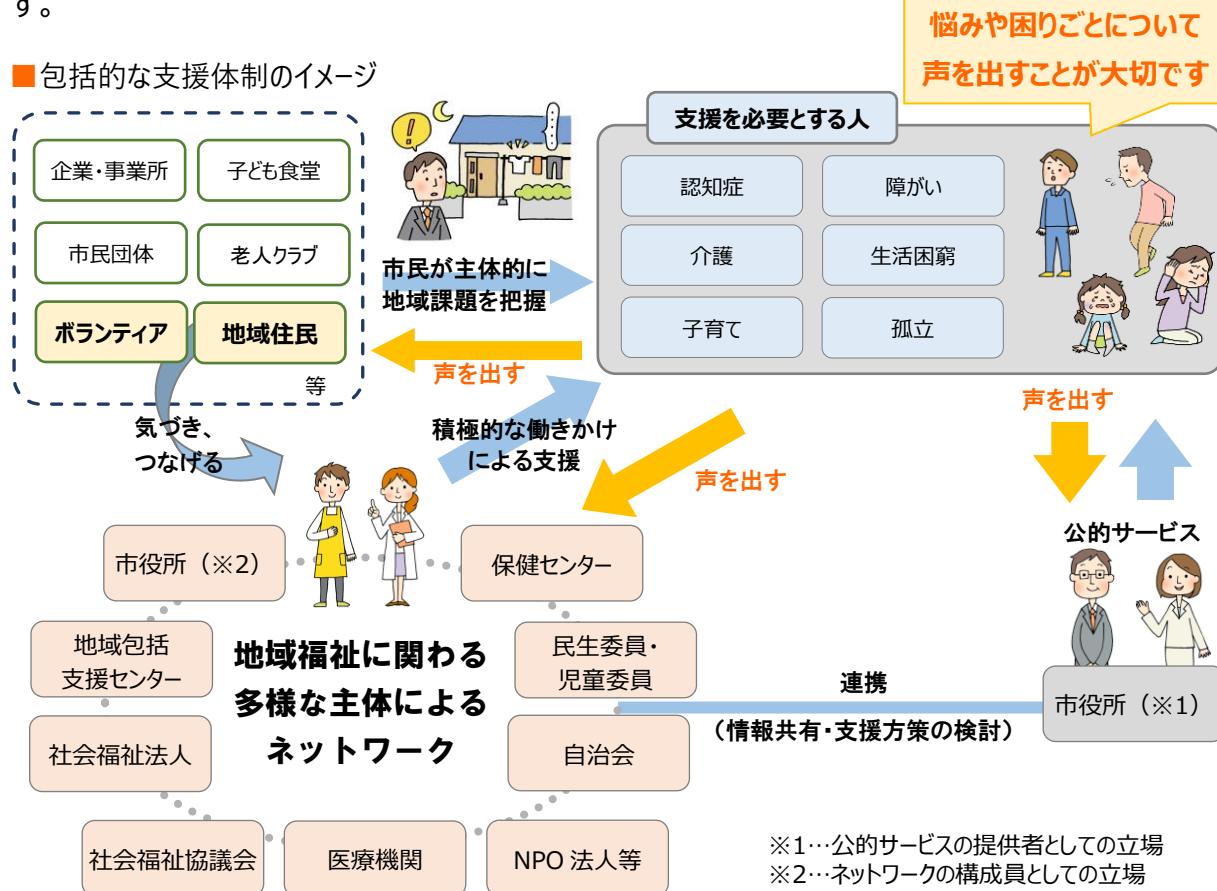
重点プログラム1

制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制の構築

近年、高齢・障がい・子ども・生活困窮等に関する課題を複合的に抱える人や、制度の狭間にあり、社会的孤立に陥っている人が増えており、こうした様々な市民を地域の中で包括的に支援する仕組みが必要です。

地域福祉に関わる多様な主体で構成されたネットワークの積極的な働きかけによる支援を行うとともに、市民が身近な関係性から主体的に地域課題を把握していく体制の構築を目指します。

■ 包括的な支援体制のイメージ



地域の見守り活動・支えあい活動のさらなる促進

誰もが支えあえる地域の実現に向け、自治会等の地域活動の活性化や、地域における見守り・支えあいの促進、NPO・ボランティア団体等の活動促進と地域活動の拠点確保に努めます。

包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備

支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないよう、複雑化・複合化する課題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、地域、関係機関、団体、事業所等との協働のもと、参加支援、地域づくり支援に取り組みます。

多様な課題を抱える人への支援

これまでの支援制度では対応が難しい問題や制度の狭間にある問題に対し、公的な支援や関係機関との連携、地域のつながりにより、状況を把握し、早期対応に取り組みます。

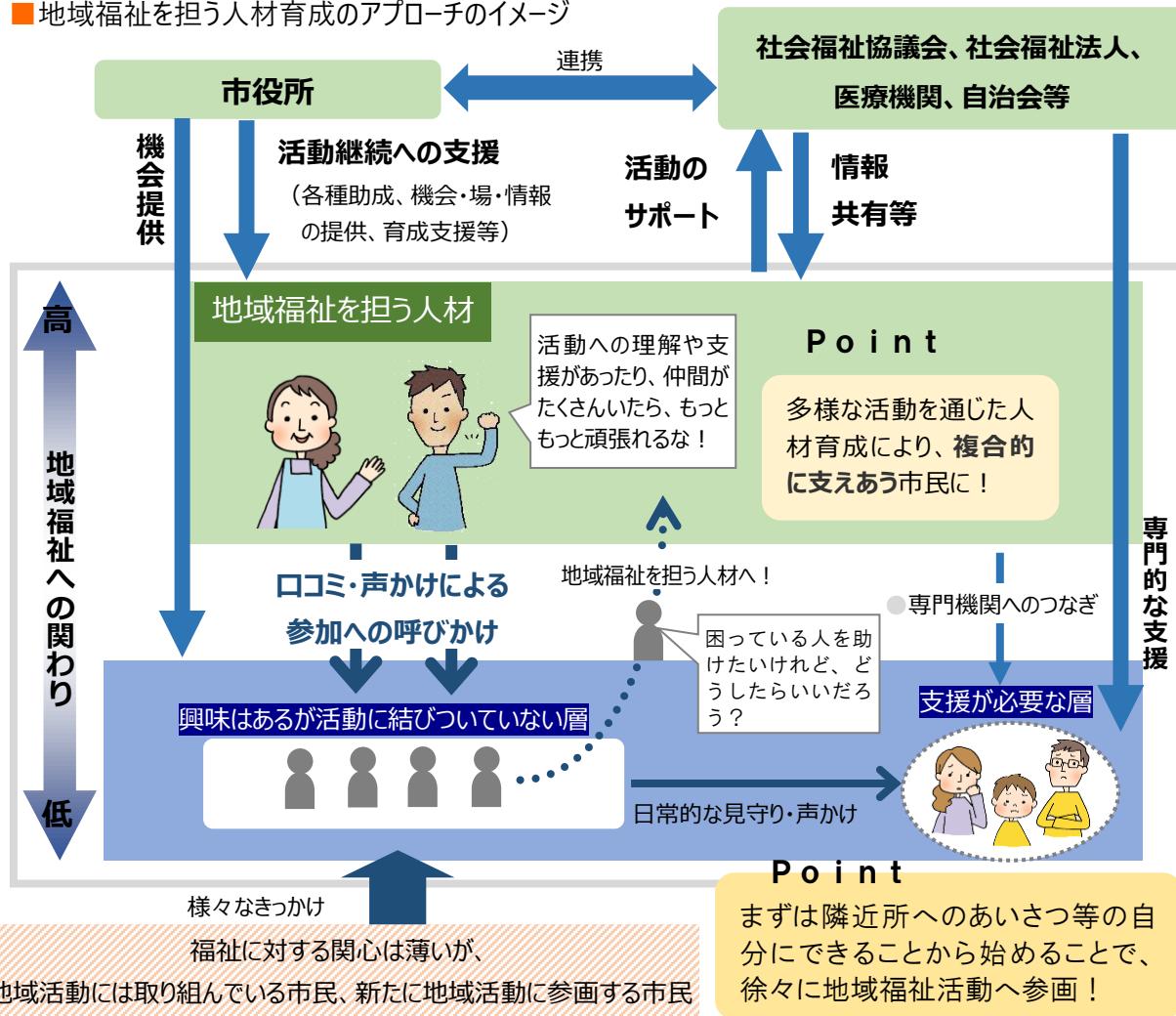
重 点 プ ロ グ ラ ム 2

市民の地域福祉への参画促進と人材の育成

地域福祉を進めるためには、専門的な支援機関だけでなく、地域のことを最も理解している市民自身が、地域課題を我が事として捉え、地域福祉の担い手となる必要があります。

福祉分野以外の地域活動に取り組んでいる市民や新たに参画する市民が福祉に関心を持ち、地域福祉を担う人材として各地域で活躍いただけけるよう、既存の地域活動の取り組みを活かした市民の地域福祉への参画促進及び人材の育成に取り組みます。

■ 地域福祉を担う人材育成のアプローチのイメージ



福祉・人権教育による意識醸成

地域福祉の担い手の確保・育成に向け、一人ひとりの福祉意識を高めるため、様々な場を通じた啓発を充実します。

多様な交流の場づくり

年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、様々な場所・機会を活用した交流の場づくり、多様性を認め合って互いに支えあうことができる地域づくりを進めます。

情報提供・共有の推進

情報を必要とする人に必要な情報が行き届き、関係機関のなかで適切に情報共有ができる体制づくりを行うとともに、わかりやすい情報周知に取り組みます。

基 本 方 向 1

地域で互いに支えあうまちづくり

地域活動への支援や市民同士の交流の促進により、地域ぐるみで助け合い、支えあう仕組みをつくることで、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるまちをつくります。

| 施策分野 | 施策の方向 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・人権教育による意識醸成 | <ul style="list-style-type: none">①福祉・人権教育の推進②寄付文化の醸成 |
| 多様な交流の場づくり | <ul style="list-style-type: none">①子ども・保護者の交流の充実②高齢者の交流の充実③障がいのある人に関する交流の充実④あらゆる人々の交流の促進 |
| 地域活動・ボランティア活動の促進 | <ul style="list-style-type: none">①地域活動への参加のさらなる促進②NPO・ボランティア活動のさらなる促進③活動拠点の整備④社会福祉事業者の地域貢献⑤地域における人材の確保・育成 |

基 本 方 向 2

一人ひとりの課題を解決できるまちづくり

様々な課題を抱える個人や家族に対して、関係機関や市民等、地域全体で包括的に支援できる体制を整備します。また、制度の枠にとらわれず、一人ひとりに合った支援やサービスを受けられるまちをつくります。

| 施策分野 | 施策の方向 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備・強化 | <ul style="list-style-type: none">①断らない相談支援体制の構築②参加支援の充実③地域づくりの支援 |
| 福祉サービス等の充実 | <ul style="list-style-type: none">①障がいのある人の自立支援②子育て支援の充実③高齢者支援の充実④福祉サービスの質のさらなる向上 |
| 多様な課題を抱える人への支援 | <ul style="list-style-type: none">①虐待やDV防止に向けた周知・啓発・支援②自殺予防対策の推進③生活困窮者への自立支援④引きこもりに係る支援⑤一人ひとりの権利を守る支援（成年後見制度の利用促進含む）⑥生きづらさを感じている人・制度の狭間にある人の支援 |

基本 方 向 3

安全・安心な福祉のまちづくり

避難行動要支援者への支援体制や日頃からの支えあいの仕組みづくりにより、どんな時でも、誰もが安全に安心して暮らしていくまちをつくります。

| 施策分野 | 施策の方向 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災・防犯対策の推進 | <ul style="list-style-type: none">①地域における防災活動の推進②災害時の支援体制整備③避難行動要支援者の支援④福祉施設等における安全対策⑤防犯対策の促進 |
| いつまでも安心して暮らせる地域づくり | <ul style="list-style-type: none">①誰もが安全に暮らせる環境づくり②移動手段の確保 |
| 情報提供・共有の推進 | <ul style="list-style-type: none">①多様な媒体による情報提供 |

付 随 計 画

成年後見制度の利用促進・再犯の防止に向けて

地域で暮らす人が、地域社会に参画し、その人らしく暮らすことのできるよう、成年後見制度の利用促進と再犯防止に取り組み、誰一人取り残されることなく安心して暮らせる栗東市の実現を目指します。

| 施策分野 | 施策の方向 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の周知啓発 | <ul style="list-style-type: none">①成年後見制度の周知啓発②成年後見制度の利用促進③地域連携の仕組みづくり |
| 再犯防止の周知啓発 | <ul style="list-style-type: none">①再犯防止の支援の充実②社会復帰に向けた支援の充実③非行の防止と修学支援の充実 |



各主体の役割

市民や関連団体等

市民一人ひとりが、身近な課題やまわりの人たちの困りごと等を他人ごとではなく「自分ごと」として捉え、自発的に解決を図ろうという姿勢が重要です。

民生委員・児童委員や自治会は、市民の日常生活に密着し、悩みや困りごとの解消・解決に取り組みます。

企業や事業所においては、従業者の福利厚生や労働環境の向上を図るとともに、地域社会の一員として、地域社会へ貢献する役割が期待されます。

市民や関連団体等

地域住民・社会福祉関係団体・行政関係者等、幅広い分野からの地域住民の参加のもと、本市の社会福祉向上のため民間の立場で相互の調整役として大きな役割を果たします。

行政

市民が自発性・主体的に地域福祉に関する活動を推進できるよう、多様な参加機会や情報の提供等に取り組みます。

協働・連携体制づくりに取り組み、これから地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けた条件整備を図っていきます。

計画の推進

計画の推進体制

計画の推進にあたり、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たして協働することが重要です。

本計画の推進にあたっては、これらの主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、「公助」と「共助」による地域福祉体制の構築と施策の推進を目指します。

計画の進捗管理

本計画の進行にあたっては、府内の連携による一体的な計画の推進に努めるとともに、PDCAサイクルに基づいて、計画の点検・評価を行います。



概要版

第4期栗東市地域福祉計画

令和5年3月

発行：栗東市 社会福祉課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL 077-551-0118/FAX 077-553-3678